

関西圏での外商促進に係る物産展等開催運営委託業務仕様書

1 業務の目的

令和7年度に開催される大阪・関西万博、大阪IRなどの大規模プロジェクトを控え、ますます経済活力の高まりを見せる関西圏において、高知市(以下「本市」という)として、れんけいこうち広域都市圏(本市が中心となり、高知県内全34市町村が連携し圏域全体の経済成長を目指す)の枠組みを利用して、高知県との相互連携で外商支援事業を展開していきたいと考えている。

本事業は、れんけいこうちとして、関西圏において物産展等を開催し、高知県の商品への関心を高める機会を増やすとともに、高知県が運営する関西圏あんでなショップ「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」(以下「とさとさ」という。)への誘客を行い、県産品の販路拡大を図っていくことを目的とする。

2 委託業務名

関西圏での外商促進に係る物産展等開催運営委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。

4 予算限度額

9,900千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

本業務の目的達成が見込めるよう、以下の各業務を実施すること。

また、提案事業を実施するにあたり、本市の協力等が必要な場合は、その内容について企画提案書に具体的に記載すること。

(1) 物産展等の企画・開催について

以下の物産展等を企画・開催し、広報、準備及び当日の運営管理等を実施すること。

① 関西圏百貨店等での物産展等の開催

令和6年5月7日に高知市商業振興・外商支援課が公開した、令和5年度関西圏における市場調査結果の概要※1を考慮し、本業務の目的が達成できるような物産展等の開催場所を選定し、効果的な物産展等を企画・開催すること。なお、物産展等の開催回数については、2回以上とする。会場の申込は受託事業者が行うこととし、使用料については、受託事業者が負担すること。

※1 (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/kansaisijyoutyousa11.html>)

② K I T T E大阪内イベントスペースでの物産展等の開催

「とさとさ」が出店するK I T T E大阪(大阪市北区梅田三丁目2番2号)内イベントスペースで効果的な物産展等を開催すること。なお、開催回数は1回以上とし、開催時期は令和6年11月以降(連続する3日間)を想定しており、K I T T E大阪内イベントスペースの申込については、本市が行うこととするが、使用料(15万円/日程度を想定)は受託事業者が負担すること。(別紙位置図参照)

(2) 「とさとさ」への誘客促進企画の提案について

令和6年5月1日に高知県地産地消・外商課が公開した、第2期高知県関西・高知経済連携強化戦略※2の内容を踏まえ、(1)で開催する物産展等から「とさとさ」への誘客が図れるような企画を提案し、実施すること。

※2 (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021033000322/>)

(3) 物産展等の運営体制について

物産展等を円滑かつ適切に運営するとともに、本市及び出店事業者との連絡体制や物産展等に関する問い合わせ等に対応する体制を整備すること。

(4) 物産展等の出品商品の決定について

出品等を行う事業者は本市で募集し、出品商品は食品に限らず、加工品、生鮮食品、飲料品（アルコールを含む）から選定すること。受託者は、本市が募集した事業者の有する商品を選定し、最終決定を行うこと。なお、出品商品の決定にあたっては、本市と協議の上決定すること。

(5) 物産展等の開催期間について

開催期間は、KITTE大阪内イベントスペースにて3日間以上実施し、その他の会場で10日間程度の合計2週間程度とする。

(6) 物産展等の会場設営について

ア 本市と協議の上、レイアウト図を作成すること。

イ 作成したレイアウト図を元に、物産展等開催に係る必要な備品等の手配を行い、開催までに設営を完了すること。

(7) 物産展等の商品販売管理

ア 出品事業者に対し、商品の発注を行うとともに、到着した商品の検品を行う。なお、発注数については本市と協議し、決定すること。

イ 商品の仕入を行う際に、生鮮食品及びアルコール飲料については、委託販売ではなく、原則、買取制にて対応すること。出品者と事前に協議し、委託販売を了承した場合はこの限りではない。

ウ 開催期間中に品薄となった場合は本市と協議の上、適宜追加発注を行うこと。

エ 商品の登録等を行い、販売運営管理（販売商品管理、売上管理等）を行うこと。また、必要に応じてプライスカードや販売促進物等を受託者が作成し、用意すること。

オ 本業務に関する在庫管理については、受託者が責任を負うものとする。

カ 委託販売をする場合、開催後に売れ残った商品は、内容物に破損等が発生しないよう適切な梱包を行い、出品事業者へ返送すること。また、返送中の破損については、原因を究明し、適切な対応を行うこと。

キ 物産展等の売上に係る精算業務を適切に行うこと。

ク 商品の納入及び返送に係る送料は出品事業者負担とする。

(8) 物産展等の運営について

ア 展示台商品の陳列を行うこと。

イ 商品の販売促進や商品説明を担う人員を用意し、販売促進に努めること。

ウ 開催期間中に不測の事態が生じた場合は対応すること。

(9) 広報活動について

物産展等を開催する場所に合った広報活動を実施し、効果的な広報内容を提案すること。

(10) その他

- ア 本業務に係る関係者と必要な連絡対応を適切に行うこと。
- イ 物産展等の実施にあたっては、来場者に危険を及ぼすことのないよう、十分安全に配慮すること。
- ウ 業務履行にあたっては、本市と十分な協議を行うとともに、進捗状況等の適切な報告、情報共有及び本市と定期的な情報交換の場を設けること。
- エ 法令等を遵守するとともに、官公庁等への届け出等が必要となった際は、適切に対応すること。
- オ 委託金額には、本委託業務に係る必要経費一切を含むものとする。
- カ 受託者は出品事業者から、商品の売上金のうち30%を限度とし、手数料等を徴収できるものとする。
- キ 出品事業者の個別要望に対する必要な経費については、本市は負担しないものとする。
- ク 契約の履行に当たり、特許権その他第三者の権利となっている方法を使用するときは、必要となる許可を得るほか、その使用に関する一切の責任を負うこととする。
- ケ 物産展等の会期中のリスクに備える保険へ加入すること。

6 諸事情により業務内容を変更する場合の取り扱い

- (1) 5の業務の内容において、諸事情により内容が変更された場合は、他の業務を調整するなど、契約金額の範囲内の業務量となるように留意すること。
- (2) 契約金額を変更する場合は、(1)の他の業務との調整状況を勘案し、協議の上、変更金額を決定するもの。

7 成果品

受託者は、各物産展等の終了後速やかに、数量的な事業効果（売り上げ、来場者数等）及び誘客企画の効果等を含めた委託業務実施報告書を作成し、本市へ提出すること。

成果品は、委託業務実施報告書および業務報告書を本業務の成果品とする。なお、成果品は紙ベース（5部）とデータで提出すること。

8 成果品の帰属

- (1) 受託者は、当該成果品が著作権法に該当する著作物である場合には、当該成果品に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条か第28条に規定する権利をいう）について当該成果品の引き渡し時に、本市に無償で譲渡すること。
- (2) 本市は、前項の成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表ができるとし、利用目的のために内容を改変しようとするときは、受託者はその改変に同意すること。
- (3) 受託者は、成果品に著作権法上の支障が生じないように、第三者の許諾等必要な措置を採らなければならない。

9 秘密の保持等

受託者は、本業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

10 その他

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号第 8 条第 2 項）に定める障害者への合理的配慮の提供については、「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。
- (2) 業務の実施にあたり、概算払いが必要であると本市が認めた場合、受託者から提出された概算払請求に基づき、概算払いを行う。ただし、事業完了後の精算によって、または 6 (2) の記載による契約金額の変更によって、既に支払い済みの委託料に余剰が生じた場合は、直ちにこれを返納すること。
- (3) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。
- (4) 受託者は、業務の着手前及び業務中においても十分な協議を行うこと。また、予期することのできない特別の事情が発生した場合は、本市と協議の上、解決を図ること。
- (5) この仕様書に定める事項及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。